

緊急事態宣言に伴う上川管内の飲食店等への休業要請等について (ご協力いただいた事業者には支援金を支給します)

■対象施設

〔飲食店〕飲食店（宅配・テイクアウトを除く）

〔遊興施設〕バー、カラオケボックス等で食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗、及び飲食店営業許可を受けていないカラオケ店

〔結婚式場〕食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場

■期間 **5月16日(日)から5月31日(月)まで**

※ 支援金受給には、遅くとも5月18日(火)から休業または時短営業をしていただく必要があります。

■内容

	特定措置区域 (旭川市)	措置区域 (旭川市以外)
お酒あり または カラオケあり	休業 ^{※1}	時短営業 (5時～20時) 酒類提供時短 (11時～19時)
お酒なし、かつ カラオケなし	時短営業 (5時～20時)	時短営業 (5時～20時)
支援金 (国の基準額)	<u>1日あたり</u> 中小企業・個人事業者 <u>4～10万円</u> 大企業 上限 <u>20万円</u>	<u>1日あたり</u> 中小企業・個人事業者 <u>2.5～7.5万円</u> 大企業 上限 <u>20万円</u>

※1：お酒・カラオケの提供を取りやめる場合は、時短営業（5時～20時）の対象です。

■支援金等コールセンター：011-330-8399

【受付時間：8:45～17:30（5月中は土日も対応）】

北海道内全域が緊急事態宣言の措置区域に指定され、流行状況が深刻となっていることから、管内飲食店等の皆さんに、感染拡大防止のための法^{※2}に基づく要請を行っております。

ご協力いただいた対象事業者の皆さんに対しては、上記内容にて支援金支給を現在準備中です。ご協力よろしくお願ひいたします。 ※2：新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条、第24条



北海道上川総合振興局

道における休業要請等
についての最新情報は
こちらをご覧ください

